（ 整理番号 ０３２８ ）

令和３年度　栃木地方最低賃金審議会
第２回　栃木県塗料製造業最低賃金専門部会　議事要旨

公　開

<table>
<tr><td>開　催　日　時</td><td colspan="6">令和３年１０月２５日（月）　１０時００分 ～ １２時１０分</td></tr>
<tr><td rowspan="2">出　席　状　況</td><td rowspan="2">公　益
代表委員</td><td>出席３人</td><td rowspan="2">労 働 者
代表委員</td><td>出席３人</td><td rowspan="2">使 用 者
代表委員</td><td>出席３人</td></tr>
<tr><td>定数３人</td><td>定数３人</td><td>定数３人</td></tr>
<tr><td>主　要　議　題</td><td colspan="6">１　栃木県特定最低賃金の金額改定について
２　その他</td></tr>
<tr><td>議事録・議事要旨</td><td colspan="6">議　　事　　要　　旨</td></tr>
</table>

１　栃木県特定最低賃金の金額改定について

（１）労働者代表委員の見解及び主張

ア　地域別最低賃金が 28 円引上げになり、その引上げ率は 3.28％であることから、現行の 965 円に乗ずると 31.65 円になるので、四捨五入して 32 円の引上げを提示した。

イ　兵庫県は 995 円で結審しているので、同じ塗料特定最賃としてその差額の 30 円引上げが必要である。また、大阪府が 29 円引上げで結審しているので、大阪との格差を縮める必要から 30 円の引上げを提示した。

ウ　使用者側の 18 円では労働者側として歩み寄れないと主張したが、地域別最低賃金との優位性及び大阪府との格差が開かない 29 円の引上げを提示した。

エ　29 円が最終提示額と考えていたが、地域別最低賃金の引上げ額である 28 円の引上げを提示した。

（２）使用者代表委員の見解及び主張

ア　毎月勤労統計地方調査における７月の現金給与額、きまって支給する給与が前年同月比 1.3％増であり、現行額 965 円に 1.3％を乗ずると 12.54 円となることから、13 円の引上げを提示した。

イ　経団連による 2021 年春季大手企業妥結結果で、製造業平均のアップ率が 1.87％であることから、現行の 965 円に 1.87％を乗じて 18.04 円になるので、18 円の引上げを提示した。

ウ　栃木県と同じＢランクである兵庫県の引上げ額 22 円を提示した。

エ　労働者側の 28 円提示を受け、24 円の引上げを提示した。

（３）結審状況等について

労働者代表委員は 28 円の引上げ、使用者代表委員は 24 円の引上げを提示され、これ以上の進展は見込めず公益見解を示すこととなった。

公益委員は、労使それぞれの主張を尊重し、その上で、県内の特定最低賃金の結審状況、全国の塗料製造業の結審状況、地域別最低賃金の状況も踏まえて、これらを総

合的に勘案して、現行 965 円を 27 円引き上げて時間額 992 円とする公益見解を提示した。

協議の結果、労・使共に最終的には公益見解に同意され、現行額を 27 円引き上げて、時間額 992 円(改正発効日：令和３年 12 月 31 日)で「全会一致」により結審した。

審議会会長あて報告書(案)について審議し、原案どおり議決された。

審議会令第６条第５項の適用により、答申文(案)について審議し、原案どおり議決され、引き続き答申された。

２　その他

特になし